平成２８年（フ）第１３８号
奈良県御所市大字櫛羅2017番地の６
債務者　金田　剛朋
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
鳥取県日野郡江府町大字御机299番地
債務者　伊達　正弘
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４５７号
広島市安芸区中野５丁目12番43―3101号
債務者　村上幸次郎
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３３号
広島県東広島市黒瀬町国近533番地49
債務者　迫川　修一
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160番地　独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター内、住民票上の住所佐賀県唐津市肥前町鶴牧123番地５
債務者　宮崎　寿徳
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
宮崎市大字柏原170番地２
債務者　雀ヶ野　崇
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１号
長野県伊那市西町5589番地　丸屋住宅３号
債務者　梶屋　數雄
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第３４号
長野県駒ヶ根市飯坂１丁目４番22号
債務者　平賀　高綱
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１４２号
兵庫県川西市けやき坂３丁目36番地の６
債務者　山路　　愛（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目８番８号　夢み寮　東七松、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―1011号
債務者　栗田　春子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０３号
兵庫県尼崎市築地２丁目１番27―407号
債務者　窪　　明代（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１４号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目５番35号　こがねハイツ102号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目４番５号
債務者　石川　正信
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
島根県江津市浅利町1915番地10
債務者　東　　恵美
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３１号
島根県浜田市金城町七条ハ574番地27
債務者　安藤　元晴
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第６２号
広島県呉市焼山中央６丁目６番５号　102号室
債務者　髙野　琴美
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６３号
広島県呉市広塩焼１丁目３番21号
債務者　田邊　　元
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６４号
広島県呉市焼山泉ヶ丘２丁目10番７号
債務者　清水知惠子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６６号
広島県呉市音戸町渡子３丁目12番３号
債務者　津口　勇人
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部